

令和3年 秋の交通安全県民運動

実施要綱

令和3年8月10日
福井県交通対策協議会

第1 目 的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期 間

- 令和3年9月21日(火)から30日(木)までの10日間
- 交通事故死ゼロを目指す日：9月30日(木)

第3 主 唱

福井県交通対策協議会

第4 実施機関・団体

福井県、福井県警察、福井県教育委員会、市町および福井県交通対策協議会の構成機関・団体

第5 統一行動日

令和3年9月21日(火)

実施機関・団体が、交差点等の街頭において一斉に交通安全啓発活動および交通安全指導を行う日とする。

第6 推 進 方 法

1. 実施機関・団体は、本運動の趣旨等について組織の隅々まで浸透を図るとともに、具体的な実施計画を策定し、早期に推進体制を確立するものとする。
2. 実施機関・団体は、本運動が真に県民総ぐるみの運動として成果があがるよう、創意工夫を凝らした交通安全教育や街頭指導等の交通安全活動を実施するほか、各種広報媒体を積極的に活用した広報啓発活動により、県民の交通安全意識の高揚に努めるものとする。
なお、交通事故の悲惨さ等に関する広報を行う際には、交通事故被害者や被害者家族の心情に配慮すること。

第7 運動の重点と取組み

1. 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
2. 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
3. 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
4. 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

交通事故死者数全体のうち、歩行中の割合が高いこと、依然として道路において子どもが危険にさらされていること、歩行者側にも横断歩道外横断や車両等の直前直後横断等の法令違反が認められること、また、歩行中死者のうち高齢者の占める割合が高いことなどから、歩行者の安全確保を図る。



歩行者は

- 道路を横断する際は、横断歩道を渡る、信号は必ず守るなど、自らの安全を守るための交通ルールを遵守する。
- 信号機のない横断歩道を横断する際、運転者に対して手を上げるなどして横断する意思を明確に伝えるとともに、停止してくれた運転者に対して会釈をする「横断アクション・ペコリン運動」を励行する。また、横断する際は、安全を確認してから横断を始め、横断中も左右の安全を確認する。
- 高齢者自身が、加齢に伴って生じる身体機能の変化を理解し、安全な行動を実践するための参加・体験・実践型の交通安全教室へ積極的に参加する。



運転者は

- 子どもや高齢者などの歩行者を見かけた時は十分な減速を行うとともに、側方を通過する際には十分な間隔を保持するなど、スローダウンを励行する。
- 横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務等の遵守により歩行者保護を徹底する。



家庭・地域・職場では

- 通学路、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進する。
- 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育を推進する。
- 交差点等で子どもや高齢者を見かけたときは、安全誘導など、必要な保護・誘導活動を行う。



夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上

秋口における日没時間の急激な早まりとともに、例年、夕暮れ時や夜間には、重大交通事故につながるおそれのある交通事故が多発しており、死亡事故の多くが歩行者の道路横断中に発生していることから、全ての自動車運転者の歩行者保護意識の高揚を図る。

また、後部座席を含めた全ての座席でシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底し、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図る。



歩行者は

- 夕暮れや夜間に外出するときは、運転者が認識しやすいよう明るい服装や反射材を着用する。



運転者は

- 運転中は、車載のテレビを見ながらの運転や、考え事をして漫然と運転せず、『運転に集中』する。
- 夕暮れ時には自動車の前照灯を早めに点灯するほか、夜間の「ハイビーム実践運動」やスピードダウンを励行する。
- 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底する。



家庭・職場等では

- 子どもや高齢者が外出する際には、交通ルールの遵守や反射材用品の利用について声かけを行う。
- 高速乗合バス、貸切バスおよびタクシー等の事業者は、全ての座席におけるシートベルトの着用を徹底するための広報啓発を強化する。

重点

3

自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底

自転車は身近な交通手段であるが、自転車関連の交通事故件数が減少傾向にある一方、交通事故全体に占める割合が増加傾向にあり、また、自転車側の法令違反による事故も発生している現状を踏まえ、自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知を徹底する。



自転車利用者は

- 「自転車安全利用五則」を活用し、交通ルール・マナーを遵守するとともに、自転車利用者は、反射材・ヘルメットを積極的に着用する。
- 二人乗り、並進、飲酒運転の禁止の徹底と、無灯火、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等はしない。
- 自転車の安全を確保するため、定期的な点検整備を行う。
- 自転車事故被害者救済に資するため、損害賠償責任保険等（TSマーク付帯保険等）へ加入する。



自転車安全利用五則（平成19年7月 交通対策本部決定）

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
- ④安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライト点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用



TSマーク付帯保険

TSマークは、自転車安全整備士が普通自転車を点検・整備（有料）すると貼付されるマークで、傷害補償や賠償責任補償、被害者見舞金（赤色TSマークのみ）が付加されている。

《赤色TSマークの補償内容》

	傷害補償	賠償責任補償	被害者見舞金
補償内容	・死亡 ・重度後遺障害（1～4級） 一律／100万円 ・入院加療15日以上 の傷害 一律／10万円	・死亡 ・重度後遺障害（1～7級） 限度額／1億円	・入院加療15日以上 の傷害 一律／10万円

第二種TSマーク
（赤色マーク）



(3.5×5cm)



家庭・職場等では

- 保護者、学校関係者等は、幼児・児童の乗車用ヘルメット着用を徹底する。

飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

飲酒運転、妨害運転（いわゆる「あおり運転」。）以下同じ。）等の悪質・危険な運転による悲惨な交通事故が依然として発生していることから、その根絶を図る。



運転者は

- 飲酒運転の悪質性・危険性を理解し、飲酒後に急用が生じた場合であっても、酒気を帯びた状態で車両等（自転車を含む）を運転しない。
- いわゆる「あおり運転」は、重大な交通事故につながる悪質・危険な行為であり、絶対にしない。また、あおり運転被害防止のため、ドライブレコーダーの設置を検討する。



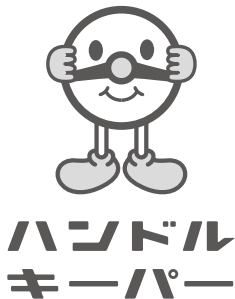
家庭・地域・職場では

- 飲食店等における運転者への酒類提供の禁止や、飲酒した客へのタクシーや自動車運転代行等の利用を働きかけ、ハンドルキーパー運動を推進する。
- 飲酒運転の悪質性・危険性について、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じて意識改革を推進し、飲酒運転を許さない環境づくりに努める。
- 自動車を使用する事業所等は、点呼時にアルコール検知器等による検査を励行し、業務中の飲酒運転根絶に努めるとともに、従業員に対する夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起を行う。



ハンドルキーパー運動

自動車仲間と飲食店などに行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動



OK!
まかせて!

今日は運転
よろしくね!

